2　（略）
⑴　（略）
①～⑧　（略）
⑨　過去５年間に２年以上造船分野技能実習を適正に実施した実績があること。
⑩　（略）
⑪　過去５年間に技能実習法第15条第１項の規定による改善命令及び同法第16条第１項の規定による認定の取消し（以下「実習認定の取消し等」という。）を受けていないこと。
⑫　入管法第73条の３の規定又は施行令第１条第１号、第２号、第５号若しくは第６号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。
⑬・⑭　（略）
⑵　（略）
⑶　１⑵⑤の期間が２年間（外国人造船就労者が第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、３年間）を超えないこと。
⑷　第二号技能実習に従事した者が造船特定活動に従事する場合、第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１か月を経過していること。
⑸　第三号技能実習に従事した者が造船特定活動に従事する場合、第三号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１年（第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１年を経過した後に第三号技能実習に従事した場合においては、１か月）を経過していること。
⑹　１⑵⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
⑺　⑵から⑹までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。
⑻　（略）
3　（略）
⑴　（略）
⑵　（略）
①　修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称
②～⑤　（略）
⑥　帰国期間
⑦・⑧　（略）
⑶～⑾　（略）
⑿　送出し機関に関する事項
⒀　（略）
4　（略）
⑴　（略）
①～⑨　（略）
⑩　過去５年間に２年以上造船分野技能実習を適正に実施した実績があること。

2　（略）
⑴　（略）
①～⑧　（略）
⑨　過去５年間に２年以上造船分野技能実習を実施した実績があること。
⑩　（略）
（新設）
⑪　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。
⑫・⑬　（略）
⑵　（略）
⑶　１⑵⑤の期間が２年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）を超えないこと。
（新設）
（新設）
⑷　１⑵⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
⑸　⑵から⑷までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。
⑹　（略）
3　（略）
⑴　（略）
⑵　（略）
①　修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称
②～⑤　（略）
（新設）
⑥・⑦　（略）
⑶～⑾　（略）
⑿　外国の送出し機関に関する事項
⒀　（略）
4　（略）
⑴　（略）
①～⑨　（略）
⑩　過去５年間に２年以上造船分野技能実習を実施した実績があること。